

## 医療安全相談窓口業務会計年度任用職員募集要項

### 1 募集人数

1 名

### 2 業務内容

大阪市保健所保健医療対策課（医療指導グループ）において、医療安全相談窓口での相談業務（電話及び記録記入等）

- （１）医療内容など、医学的知識・経験を要する相談内容への対応
- （２）医療機関に対する苦情等、保健医療対策課職員が対応することが適当である相談内容の引継ぎ
- （３）相談内容及び対応等の記録、月報等集計表の作成

### 3 応募資格

- （１）保健師免許、看護師（准看護師）免許のいずれかを有する方
- （２）患者等の相談等を傾聴し、適切に対応するために必要な知識・経験を有する方
- （３）パソコンソフト（Word、Excel）の基本的な操作ができる方
- （４）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

**第 16 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

上記（１）～（４）の応募資格を満たす方が応募できます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

### 4 任用期間

令和 9 年 4 月 1 日（木曜日）から令和 10 年 3 月 31 日（金曜日）まで

（注）勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2 回まで最長 3 年）

## 5 勤務条件等

### (1) 勤務時間・日数等

#### ①勤務時間

月曜日から金曜日 午前9時30分から午後4時30分まで

#### ②勤務日数

1日6時間、週5日勤務

#### ③休憩時間

正午から午後1時まで

### (2) 休日

- ・土曜日、日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの期間（年末年始）

### (3) 勤務場所

大阪市保健所保健医療対策課（医療指導グループ）

大阪市中央区安土町3丁目1番3号（大阪市保健所5階）

### (4) 報酬等

|                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 報酬（月額）             | 176,436円～222,372円             |
| 期末・勤勉手当（6月、12月に支給） | 642,887円～810,266円（6月、12月の合計額） |
| 年収見込               | 2,760,119円～3,478,730円         |

（注）採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

（注）期末・勤勉手当は、1年目は3.64375月分ですが、再度の任用がされた場合、2年目以降は4.6500月分となります。

（注）上記の他に通勤手当（上限 月額55,000円）等が支給されます。

上記報酬等は、募集時点（令和8年9月）のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

### (5) 支給日

報酬（月額）：17日（当月払い）

期末・勤勉手当：6月30日、12月10日

（注）支給日が休日等に該当する場合はこの限りではありません。

(6) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

|      |                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次休暇 | 付与日数：12 日<br>付与期間：令和 9 年 4 月 1 日（任用日）～令和 10 年 3 月 31 日（任期満了日）                                                                                                                        |
| 特別休暇 | <b>【有給】</b><br>・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇<br>・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・ <u>子の看護等休暇</u> ・ <u>短期介護休暇</u><br>・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等<br>(注) 下線の休暇は別途取得要件あり<br><b>【無給】</b><br>・生理休暇 ・妊娠障害休暇 |

上記のほか、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度。(別途取得要件あり)

(7) 社会保険等

共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で送付してください。

(注) 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 大阪市保健所医療安全相談窓口業務会計年度任用職員採用申込書  
(別紙様式のとおり) 1 通

(注) 過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

(注) 本市所定の様式に限ります。

- (2) 申立書（別紙様式のとおり）1 通

(注) 氏名・住所・生年月日を記入してください。

(注) 本市所定の様式に限ります。

- (3) 免許証の写し等有資格であることがわかる書類、若しくは従事経験証明書

- (4) 結果通知用封筒 1 通

(注) 長形 3 号封筒に 110 円切手を貼付し、受験者の宛先を明記したもの。

## 7 採用申込書の受付期限等

### (1) 持参する場合

#### ア. 申込期限

令和8年11月5日（木曜日）まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、  
午前9時から正午、午後1時から午後5時30分まで）

#### イ. 申込書受付場所

〒541-0052

大阪府中央区安土町3丁目1番3号（大阪府保健所5階）

大阪府保健所保健医療対策課（医療指導グループ）

### (2) 郵便等で送付する場合

#### ア. 申込期限

令和8年11月5日（木曜日）（当日必着）

（注）「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて送付してください。

（注）郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で送付してください。簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。

#### イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ

## 8 選考方法

筆記試験（論文）及び面接試験

## 9 選考日時及び会場

選考日：令和8年11月12日（木曜日）

選考会場：大阪府中央区安土町3丁目1番3号 大阪府保健所 6階 601会議室

選考時間：10時以降順次（予定）

集合時間等：申込書に記載されたメールアドレス宛てに、11月6日（金曜日）  
にメールを送信してお知らせいたします。

## 10 結果発表

合否については、受験者本人あてに通知します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

## 11 その他

- ・受験票は発行しませんので、直接会場にお越しください。
- ・申込みに際して提出いただいた書類等は、受付後返却いたしません。
- ・申込み、受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

## 12 問合せ先

〒541-00052

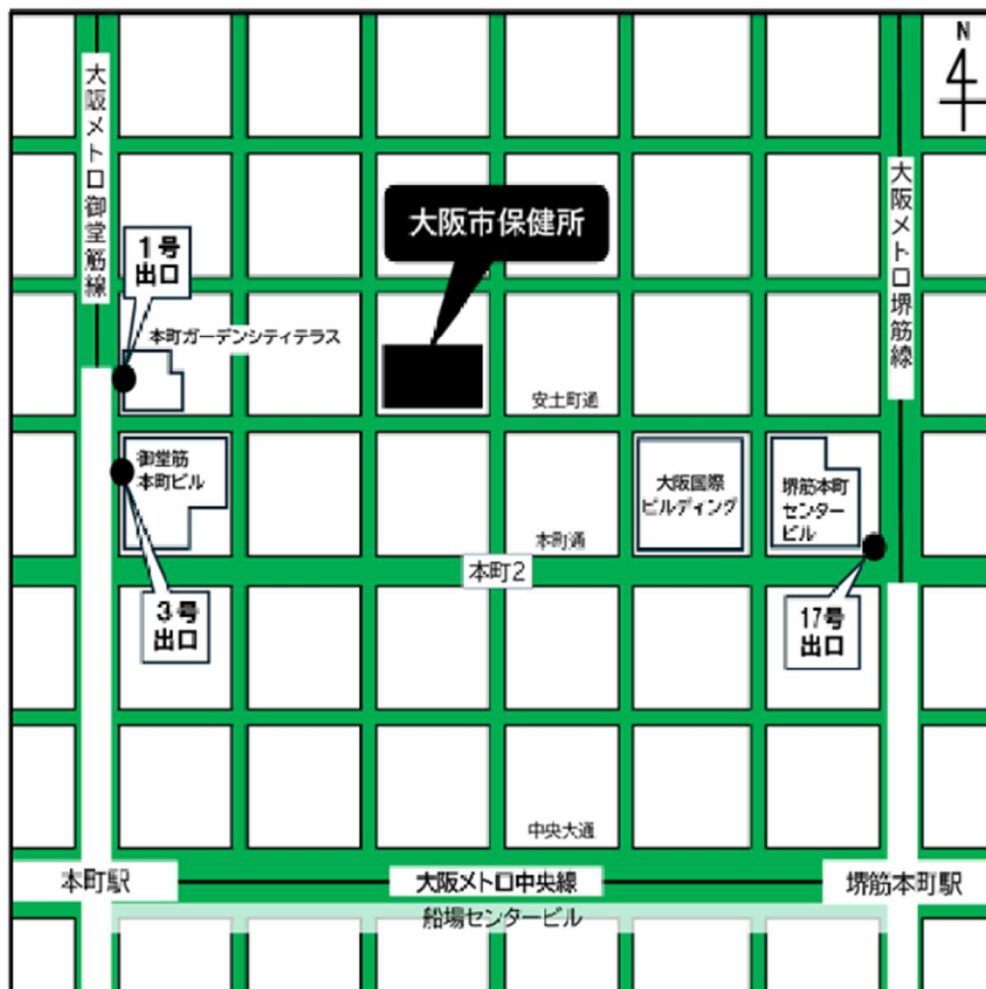
大阪市保健所保健医療対策課（医療指導グループ）

大阪市中心区安土町3丁目1番3号（大阪市保健所5階）

電話番号 06-6647-0679 ファックス 06-6647-0804

担当 巴里、高岡

## 13 選考会場、申込受付場所付近図



- Osaka Metro 御堂筋線、中央線「本町駅」1号出口より徒歩4分（約240メートル）
- Osaka Metro 堺筋線「堺筋本町駅」17号出口より徒歩6分（約350メートル）

## 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込みを行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

#### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと